

令和5年7月31日

序中各部局長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
各地域振興局長
建設部各課所長

様

建 設 部 長

工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間の
取扱いについて（通知）

このことについては、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（平成8年4月1日付け監－134）」7及び8の規定により、銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書等の提出を求めることとされているところですが、保証事業会社の保証を付した工事請負契約の工期変更にあっては、保証契約者である受注者が保証事業会社に通知することにより、保証期間が工期に応じて変更されるものとし、保証事業会社が発行する変更契約書等の提出を求めないこととしましたので、取扱いについて遺漏のないようにしてください。

なお、「工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間の取扱いについて（平成9年2月7日付け監－1629土木部長出納局長通知）」は廃止します。

各部局長等にあっては、関係各課所に周知して下さるようお願いします。